

北九州市監査公表第26号

令和2年7月31日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
北九州市住宅供給公社
- 3 監査の期間
令和元年7月4日から令和2年1月23日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日（令和2年監査公表第5号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 北九州市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>積算システムの設定の確認について</u></p> <p>[10] 永黒第一団地1号棟外浴室天井長寿命化工事</p> <p>本工事は、市営住宅の浴室天井のコンクリート落下防止のために天井パネルを設置するものである。</p> <p>公社の積算要領によると、諸経費の一部である共通仮設費は直接工事費などに応じた算定式で求めた「共通仮設費率」により算定する。</p> <p>しかし、積算システムにおいて設計変更時の「共通仮設費率」を算定する式の設定に誤りがあり、その確認が不十分であったため不適切な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算にあたっては、積算要領等を十分に把握し、その内容が正確に反映されるよう積算システムの設定を適切に確認されたい。</p>	<p>今回指摘のあった積算システムの設計変更時の「共通仮設費率」算定式については、設定を速やかに是正した。</p> <p>今後、諸経費の算定において、同様の間違いが生じないように積算システムの作成及び更新時に、自動計算結果と手計算結果とを比較し、設定が適切であるか確認を行うこととした。</p> <p>加えて、当初設計及び設計変更の起工時に、積算システムとは別の諸経費だけの算定システムによるチェックシートにより、担当者、係長及び課長も確認を行うよう体制を強化した。(令和元年12月1日から実施)</p> <p>また、今回の是正措置状況等は、公社職員に対して周知を行った。</p> <p>今後も引き続き、技術監理局及び建築都市局との連携を一層密にし、積算要領等の情報共有や積算研修への参加等、公社職員の技術力向上に努める。</p>